

2001年3月21日

頂いたご意見

全体として、様々な考慮の下に執筆されているのは理解できる。ただ、いくつかの小さい問題を指摘する。

言葉遣いの問題（１）

1 - 1の「したがって」というのが、良く分からない。

つまり、原子力の分野が多岐にわたっていることを理由にして、どうして、災禍をまねくとか、福祉に貢献するといった帰結を出そうとするのか、分かり難い。

頂いたご意見に対する委員会の見解

ご指摘のとおり、「したがって」は論理的に分かりにくいので削除します。なお、前の文と次の文の関係ですが、「多岐にわたる全ての分野において災禍を招く可能性があることを認識し、多岐にわたる全ての分野において人類の福祉に貢献するよう行動しなければならぬ。」の意で、「したがって」を削除すれば理解されると思います。

頂いたご意見

言葉遣いの問題（２）

2 - 8の「安心」が、多義的である。

つまり、公衆の「安心」と自らの「安心」とは、意味が違うはずなのに、同じ言葉を使うと、違和感を覚える。

頂いたご意見に対する委員会の見解

たしかにご指摘のとおり、「公衆の安心」と「自らが安心」で「安心」の意味が少し違います。しかし、いずれも心が安まる点で相通じますこと、同じ言葉だから混同の恐れがあるがそれをしてはならないことを強調したいことから、このままにしておきたいと思います。（なお2 - 8は今回の改訂で2 - 9になっております。）

頂いたご意見

言葉遣いの問題（３）

憲章3の「関係者」という言葉が、奇妙にひびく。行動指針を見ると、関係者は「周囲の者」「自らの監督下にある者」を意味している。関係者という言葉遣いがあまりにも一般的すぎるので「公衆」「経営者」「官庁」なども含むのではないかと、最初見たときは思ってしまった。

頂いたご意見に対する委員会の見解

「関係者」には経営者も含まれます。場合によっては公衆や官庁も含まれます。必ずしも自らの監督下にある者だけではありません。この「関係者」をどこまでと考えるかは状況、状況によって変わってきます。行動指針では「周囲の者」と表現していますが、そう言い換えても具体的に範囲を限定できるものではありません。他に適切な表現が見つかりませんので、このままにしておきたいと思います。

頂いたご意見

この倫理規定は誰に対するものか。

倫理規定案の行動指針は、多くの場合、「会員は」という言葉からはじまる。つまり、会員のすべきことを述べている。ただ、4 - 5と5 - 3については、「組織は」という表現が用いられている。原子力学会の倫理規定は、会員以外に組織の行動を制約できるのか、(法人会員の倫理規定だとしても、法人の行動を制約できるのか。) * 組織に対する論点を含めたい、というのは分かるにしても、学会の倫理規定として整合的なのか。

頂いたご意見に対する委員会の見解

原子力学会には個人会員以外に賛助会員という法人会員が入会しています。本倫理規定は会員の合意に基づく意志表示ですから、法人会員が合意するならばその後は本規定に従う倫理的義務を生じると考えます。ただ、4 - 5と5 - 3については法的にも根拠のある規定ですので、会員以外の組織についても法的にこの制約を受けるものと考えます。

頂いたご意見

倫理規定相互での矛盾はないか

2 - 7では、「公衆の安心は、原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる」と言われている。(公衆の安心は2 - 7で定義されている。) 5 - 3では、「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合には、これをすみやかに公開しなければならない」と言われている。

2 - 7を踏まえた上で、5 - 3を読むと、公開すべき情報は技術者がどの程度誠実であるかという情報のようにも読める。例えば、原発から漏れた客観的な放射の量という情報ではなく、その情報を「隠していない」という情報に読める。

これは、2 - 7の公衆の安心の定義が、少し狭いことに由来するように思える。

頂いたご意見に対する委員会の見解

たしかに「公衆の安心」は、旧2 - 7(現2 - 8)に定義するよりも広く、原子力技術を扱う者が及べないことまで含むことがあるかも知れませんが、この倫理規定ではあえてこの定義に基づいて会員の在り方を示しました。その上で公衆に信頼され安心感を持たれるためには、例えば原発から放射能が漏れた場合には、その具体的な内容に関する情報を公開する必要があるでしょう。(なお2 - 7は今回の改訂で2 - 8になっております)

頂いたご意見

価値判断はだれがするか

次に、「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合には」という同じ箇所について、条件文であることに注目しよう。ここでは、一般に安全に関わる情報だとした場合に、安全に必要な情報であるということを判断できるのは、会員である。危ないかどうかについて、会員相互に見解の相違がある場合でも、各会員は独自に判断できるというのか。

頂いたご意見に対する委員会の見解

この条文は「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報」は速やかに公開しなけ

ればならないということであり、積極的な行動指針です。もちろん会員間で見解の相違がある場合もあるでしょうが、そのときはよく議論をした上で、憲章に則った判断をするべきでしょう。

頂いたご意見

外国のエンジニアの理解（確認）

1 - 2で原子力の平和利用が言われている。例えば、アメリカのエンジニアで、原爆の信頼性を高める研究をしている人は、この倫理規定からすると、倫理にもとるエンジニアとみなせることになる。

頂いたご意見に対する委員会の見解

原爆の開発は即刻停止すべきという立場で書いてありますので、当然そのようなエンジニアは倫理にもとると考えます。

頂いたご意見

また、2 - 3において、「安全性の確認されていない効率化を行ってはならない」と言われている。ロシアのチェルノブイリ型の原発を動かしているエンジニアは、この倫理規定からすると、倫理にもとるエンジニアとみなせることになる。

頂いたご意見に対する委員会の見解

チェルノブイリ型の原発を開発したエンジニアは、開発当時既に安全性に疑問をいただいたのなら倫理にもとることになります。しかしその認識がなかったのなら倫理的責任は問えません。一方、現在チェルノブイリ型の原発を運転していることは経営的判断であり技術的判断ではないので、エンジニアが倫理的にどう責任をとるかは難しい問題となります。もし安全に不安を感じながら運転しているなら一定の責任はあるというべきでしょう。しかしその場合でも辞職するという以外の責任のとり方は見つからない可能性が大了。辞職した結果、安全意識のより低いエンジニアが任にあたることとなると、事態はもっと悪くなります。むしろ職に留まって安全性向上になしうる限りの努力を払うほうが倫理的に正しい道だと思います。

頂いたご意見

原発の特徴は、事故が許されないことにある。この条件下で、「安全性の確認されていない効率化を行ってはならない」と言われると、保守的な対応になってしまい、3 - 1の「古い定形的知識」だけにならないか。もし、新規の原発が何十年も作られず、技術の伝承ができない場合はどうか。（現在の原発をうまく動かすという立場で、倫理規定が書かれている？）

頂いたご意見に対する委員会の見解

安全性の確認にはいろいろな方法があり、必ずしも実機の経験が必要なわけではありません。この条文はすべての効率化を禁止しているのではなく、効率化にあたっては何らかの形の安全性確認を要求しているものです。原発が作られない場合の技術の伝承は重要ですので、3 - 2でも取り上げています。